

に不公平である。勤労世代がライフ・サイクルの上でやがて高齢世代になったときに、同じように将来の勤労世代が自分たちを支えるであろうと考えることができれば、社会保障は年齢別集団としての「世代間の支え合い」と解釈することができる。しかし、後の世代が自分たちを支えてくれるという保障はない。なぜなら、厳密に言えば、将来の勤労世代はまだ全体として存在しないからである。今日の状況を例に取れば、不確実性の中で明らかになりつつあることは、少子化と経済停滞の下で、将来の勤労世代の人数が減少し、彼らの経済力が低下するという傾向である。したがって、互恵の関係を現在の勤労世代と高齢世代との間で設定することはできない。

このことの問題点は、一時点において、年齢別集団が「無知のヴェール」の下におけるように均等確率によって相互のリスクを評価するのでなく、高齢者に高いリスクが発生することが分かっている場合には、若年者は高齢者に対して互恵の関係を持つことはできず、正義に基づく社会契約に入ることはできないということである。ところが、社会保障を時間的流れの中で考えることができるのであれば、ライフ・サイクルにおける年齢別集団の給付と負担の差別的扱いは必ずしも不当なものではない。現在の若者はやがて老人になるであろうし、現在の老人はかつて若者であった。給付と負担の公正さを論ずるのであれば、それぞれの生涯全体の給付と負担を問題にしなければならない。そうだとすれば、若年者の一方的な拠出は表面的な事象にすぎない可能性がある。

フランスの社会学者ロザンヴァロンは、今日の高齢世代と勤労世代との間に見られるように、集団間のリスクの相違が露呈した場合には、「無知のヴェール」の下で形成されていた社会的リスクのプーリングという伝統的な社会連帯の仕組みは崩壊すると論じ、これが福祉国家の哲学的危機であると述べている。¹⁸ この主張は正しいであろうか。「無知のヴェール」の想定は現実の叙述ではなく、あくまでも社会保険の仕組みが公正であるという条件を定式化したものである。一時点において、若者が保険料の拠出者であり、高齢者が保険金の受領者であることは、「無知のヴェール」が引き上げられたことを意味するものではない。重要なことは、一時点ではなく、全生涯を通じて各コーホートが平等な取扱いを受けるならば、依然として「無知のヴェール」の想定が妥当するのである。

しばしば、社会保障は社会連帯によって維持されなければならないという主張がなされる。これが無条件に主張されるのであれば、誤りである。社会保障における負担と給付の公正な取扱いが、結果的に社会連帯を生むのであって、社会連帯が社会保障を成立させるのではない。

ライフ・サイクルと社会保障

社会保障において二つの年齢別集団間の「相互的」支援は存在しない。ありうるのは、連続する年齢別集団間で高齢者支援のバトンが上から下へと「連鎖的」に手交されることを想定することだけである。そしてそのような想定を可能にするのは、第四章第五節で述べた「システム信頼」である。社会保障に対するシステム信頼は、国が設定している社会保障制度が長期的に「連鎖的」支援を保障することによって確保される。そのことを確かめるためには、「現実型としての社会保障」におけるもう一つの条件である時間要素を取り入れなければならない。

この条件の下では、社会保障を、「個人内」あるいは「コーホート内」において、ライフ・サイ

クル上の現役の時期から高齢の時期への所得の再配分と見る見方が成立する。これは、社会保障を、一時点において「個人間」あるいは「コーホート間」で行われる勤労世代から高齢世代への所得の移転と見る見方とは異なる。どちらの見方においても、社会保障は現役世代から高齢世代に対して所得移転を行うだけでなく、医療や育児や教育などのサービスを通じて、子供世代に対しても所得移転を行っているが、比較的に言えば圧倒的に高齢世代を対象としている。

人間の「基礎的ニーズ」は年齢に応じて変化する。伝統的な年齢差別社会を前提として、人間の一生を年齢の増加に応じて、幼児期・教育期・労働期・引退期に大別しよう。幼児期および教育期は親からの経済的援助に依存する。労働期には、人々は自らの職業を持つか結婚をすることによって生計を立てる。同時に子供と親の養育をする。老齢になって人々は労働から退き、引退期に入り、やがて死を迎える。年齢に応じたニーズを充たすだけの所得が、個人によってその時々を得られるとは限らない。合理的な個人は、生産的な時期に所得の一部を貯蓄し、非生産的な時期に所得を上回る支出をするという計画を立てる。これがライフ・サイクル貯蓄の考え方である。

個人は所得を稼得し始めた労働の初期には、結婚・住宅・育児・子供の教育などに支出しなければならず、負の貯蓄が生じがちである。その後、所得の上昇や子供の独立とともに正の貯蓄をする余裕が出てくる。それを引退期における退職、疾病、介護などのニーズのための負の貯蓄に当てる。しかし、人間は近視眼的であって、将来の生活に対する望遠能力を欠いている。社会保障による基礎的ニーズの提供は、実はこのようなライフ・サイクル上の必要に応じて、個人内の異時点間の所得再配分を援助するものとなる。すなわち、社会保障は、保険の仕組みを用いて、現役の時期に社会保障制度への拠出を求め、それを担保にして社会保障の給付という形で生涯を通ずるリスクに対処するのである。コーホート内で保険を適用するという意味で、社会保障は単に国が個人貯蓄を支援するものとは異なり、コーホート内で個人間の所得移転が発生する。社会保障の結果、生涯を通ずる消費の平準化とリスクへの対処が行われる。

このように見るならば、「現実型としての社会保障」における世代関係は、一時点における年齢別集団の間の給付・負担の関係ではなく、出生コーホート毎の全生涯にわたるトータルな給付・負担の関係である。給付と負担はライフ・サイクルを通ずる純合計で考えなければならないし、給付は年金・医療・介護などを合計し、負担は社会保険料と税金（社会保障向けの）を合計しなければならない。その上で、現在世代の内部における正義の問題は、各コーホートがほぼ平等な給付・負担比率を与えられるかどうかである。別表現をすれば、正義の基準は、負担に対する給付の予想収益率がほぼ均等であるかどうかである。これが社会保障への「システム信頼」を問い、社会連帯を可能にする方法である。

賦課方式と積立方式

医療保険制度に典型に見られるように、一期間毎の保険料の拠出によって、その期の給付を賄うという制度は、技術的に「賦課方式」と呼ばれる。他方、公的年金制度に典型的に見られるように、一定期間保険料を拠出した後に、積み立てられた金額から自らの給付が支払われるという制度は、「積立方式」と呼ばれる。前者は一時点において横断面的に収支を合わせ、後者は時系列的に収支

を合わせる。上述のように、コーホート間で公正な形で積立方式が行われている場合、各コーホートの所得や人口の組合せが、たまたま賦課方式を自動的に許容するような拠出と給付をもたらすことはありうる。その場合には、積立金を持ちながら、コーホート内ではなく、コーホート間で保険の運営を行うことができる。しかし、賦課方式と積立方式は社会保障の原理的な意味を異にする。一体、社会保障は、生産年齢期における個人が自分の老後のリスクのために保険を掛けるものであろうか、それとも老年期にある他の人々の扶養のために拠出するものであろうか。

もちろん、時系列と横断面とは交叉し、現実には両方式は混在する。ここで問われるのは理論的解釈の問題である。現実には、両方式の考えが同時に方便として用いられ、混乱を招いている。すなわち、一方では、社会保障への国民の支持を求めるために、社会保障は個人々の「老後のための貯蓄」であると言うと同時に、他方では、保険料の引き上げをする際には、社会保障は個人の損得論を排除した強制的な「世代間扶養」であると言ったりしている。これは御都合主義の考え方である。

正しい考え方は次のようなものであろう。社会保障は個人の合理的・利己的行動を出発点とする。保険に対する市場の失敗を是正するために、公的保険制度の必要性は論証されている。公的保険である限り、個人々人およびライフ・サイクル段階に特有のリスクは捨象されなければならない。そのためには、一時点の個人々人を考えるのではなく、全ライフ・サイクルを担った個人々人を考え、これらの人々を平等に扱うことが必要である。この議論の核心は公正性を前提とした効率性であって、公正な積立方式を要請する。年金でいえば、公正な積立方式とは、世代毎に保険数理的に公正な保険であり、掛金の総額と予想給付額とが一致することによって、リスクが公平にシェアされているものを意味する。¹⁹ 医療でいえば、生涯の保険料負担と医療費支出との比率が、各コーホートの間でほぼ均等であることが必要である。コーホート間でこの公正な条件が維持されている限り、制度を横断面において賦課方式として運営することが許される。

「現実型としての社会保障」には以上のような二つの見方がある。しかし、社会保障は、本来的には世代間の支え合いではなく、個人のライフ・サイクルにおける消費の平準化とリスク回避のための保険制度であると言う方が論理的であり、説得的である。その上で、もしコーホート間の給付・負担比率の均等という公正な条件が充たされるならば、すべてのコーホートを含む保険のプーリングが正当化され、賦課方式をとることができる。逆に言えば、コーホート間で公正な条件が充たされるならば、社会保障は長期的には「個人内」ないし「コーホート内」における所得の平準化を装いながら、各期毎には「個人間」ないし「コーホート間」の所得移転の機能を果たすのである。

この考え方は「理念型としての社会保障」の定義と調和する。「理念型としての社会保障」の定義は、一時点における「無知のヴェール」の下で、すべての人が均等なリスクに直面している場合に合意される保険の観念である。「無知のヴェール」によって個人間で公正な条件が充たされるならば、リスクのプーリングとしての社会保障は誘因的に個人の利己心に訴えることによって、結果的に正義を実現する。「理念型としての社会保障」は賦課方式の公正性を説明する。他方、「現実型としての社会保障」の世界では、「無知のヴェール」が引き上げられ、共時的に単点として存在する個人々の代わりに、ライフ・サイクル上の特定の位置と固有のリスクを担った個人々が現れる。高齢者

と若年者とが一時点でリスクを異にするにもかかわらず、もし両コーホートに対してそれぞれ全ライフ・サイクルを通ずる公正な条件が保障されるならば、賦課方式の観念によって社会保障を説明し運営することが許されるのである。

以上の説明は、社会保障の横断面概念と時系列概念との二つの考え方を示したものであるが、問題は両者の間の整合性である。ライフ・サイクル上の所得の再配分をすべてのコーホートについて斉一的に制度設計し、積立方式を実施に移した場合、現実には期間毎に拠出と給付のアンバランスが発生する。積立方式では一時期の給付と拠出とは一致せず、不一致に応じて積立金の変動する。賦課方式では一時期の給付と拠出は一致し、積立金は生じない。このような場合、国は便宜的に賦課方式を採用する誘惑に駆られる。アドホックに制度を改め、あるときには、豊富な経常的財源を口実にして高齢者の給付水準を高める。またあるときには、財源の経常的不足を口実にして後に来るコーホートに対して負担を重くし、給付を減らす。これは世代間対立を招き、制度への信頼を失わせるものである。賦課方式を利用する限り、制度の公正性を異なった時期の横断面であらかじめチェックし、制度の長期的持続性を確認することが必要である。

どの国も社会保障財政の問題に苦慮しているが、問題の根源は理論的な点にあるのではなく、歴史的条件の積み重ねの中にある。もともと社会保障は低い所得水準に応じた低い保険料から出発したが、戦後のインフレーションのために、積み立てられた拠出金は減価した。積立方式によってまともな老後の生活を保障することはできない。一方、戦後の高度成長とベビー・ブームの下で、賦課方式を採用すれば、給付の財源を勤労世代の増大する経済力に求めることができ、こうして現在の高齢世代の生活保障は短期間に著しく強化された。しかし、この保障水準をかつてのベビー・ブーマーに対して維持しようとするれば、ますます減少する将来世代に対してますます重い負担が掛かることになる。これは先進国にとって共通の事態である。²⁰ このような場合、現実の社会保障制度が世代間の公正の条件を充たさないままに、社会保障は世代間扶養であると強権的に主張することは正当ではない。「公正な積立方式」という観念を常時適用することは困難であるとしても、その観念は「不公正な賦課方式」の現実を是正し、社会保障制度を改革する基準として原理的重要性を持つ。

いわゆる「世代会計」(generational accounting)の考え方は、現存世代における各コーホートが、現在の政策・制度を前提として、ある時点以後生涯にわたって、政府からどのような給付・負担の純計(正または負)を受け取ることになるかを計算するものである。²¹ これは社会保障だけでなく、財政全体をカバーしているが、過去の給付・負担を含んではない。したがって、これはわれわれが上で述べた全生涯にわたる給付・負担と同じでもない。世代会計の眼目は、財政制度ないし社会保障制度の危機を単年次における財政赤字に見出すのではなく、現在世代と将来世代とを比較し、現行制度の持続可能性のために将来世代に求めざるをえない負担の大きさについて警告することにある。その意味で、賦課方式に従って一時点における現役拠出者と高齢受給者との関係に注目するのではなく、各コーホート間の給付・負担の公正な関係を求めるという視点の重要性を指摘する点で、われわれの上述の立場と一致する。しかも国際比較を通じて、日本の現行制度が将来世代

に対して突出した負担を強いるという不公正さが明らかにされていることは無視できない。²²

公正貯蓄の原理とストックの世代間継承

以上では、社会保障の問題として提起されている世代間正義の条件を、現存する世代の中で隣接するコーホート間の負担・給付比率の均等に求めたが、次に世代間正義そのものの意味をより広範な視野の下で考察しよう。社会保障に関して正義の問題が論じられるときには、家族または国家を通じて、現在世代の中の若者世代が老人世代に対して何をなすべきかが問題とされる。それに対して、道徳哲学において世代間の正義が論じられるときには、現在世代が将来世代に対して何をなすべきかが問題にされる。このギャップはどのように説明されるであろうか。

そもそも道徳哲学の歴史において、1970年代以前には世代間正義の問題が論じられたことも、世代間正義の概念もなかったという。²³ これは驚くべきことである。1970年代というのは、ジョン・ロールズの『正義論』の出版を指すものであって、この意味で彼の問題設定の仕方は注目に値する。彼は単線進行的に過去から現在へ、現在から将来へと続く時間の中で、互いに接触することのない各世代はどれだけの貯蓄率を選択すべきかを世代間正義の問題と見なした。その問題を解く条件は、「無知のヴェール」の下にある原初状態であって、そこでは人々は利己心を持ち、互いに相互無関心であり、自分がどの世代に属するかを知らないが、採用される原理は以前のあらゆる世代もそれに従うことを望むものでなければならないと想定される。²⁴ 『正義論』の初版では、この最後の想定代わりに、人々は家族の長として直接の子孫に対して配慮するという条件が加えられていた。このような家族的愛情の動機は相互無関心の想定と矛盾するものであり、その後の議論の中で除去された。要するに、ロールズの契約論アプローチは、自分がどの世代に属しても容認できる公正な条件の下で貯蓄率を選択するというものであった。

ロールズはその公正な貯蓄原理の内容を叙述しているわけではない。しかし、彼は自らの正義論における貯蓄原理の位置を明らかにしており、それに関して二つの点が重要である。第一は格差原理との関係である。彼が世代間の議論に貯蓄の概念を導入したのはもちろん経済学の影響である。経済学では、一期間の所得ないし資源をすべて消費するのではなく、一部分を貯蓄し、それを投資に回すことによって、次期の所得を増大させると考えられている。これが資本蓄積による経済発展である。これは、一期間ではなく長期的視野における福祉の向上を考えるものである。ところが、経済成長を前提とすれば、前の世代は後の世代よりも所得水準や生活水準が低いから、前の世代が後の世代のために犠牲を払って貯蓄をし、後の世代を豊かにすることは、最も恵まれない地位に配慮する彼の正義原理に矛盾する。彼の格差原理は、社会の最も不遇な人々の地位を高めることを要請するからである。そこで彼は、貯蓄原理は格差原理の適用に先行すると規定する。すなわち、将来世代への配慮を現在世代への配慮に対して優先させ、一定割合の資源を将来世代のために先取りし、残りを現在世代の中で公正に配分するのである。

第二に、ロールズは、公正貯蓄によって蓄積される資本は経済学で考えられている工場や機械のみではなく、制度・技術・知識・文化などを含むと述べている。²⁵ これらのものは、社会が前の世代から継承したものであり、これらを拡大した形で後の世代に伝達することが正義の観点から義務

として求められるのである。いっそう包括的に言えば、われわれが第六章第六節で示した「人間的・経済的・自然的・社会的・文化的資本」という五つのストックの世代間継承が、公正な貯蓄原理の問題であると言うことができる。このように見れば、人間的資本としての人口の規模や資質や能力がどのようにあるべきかは「世代間正義」の問題として位置づけられるのである。

かくして道徳理論における公正貯蓄という概念は、これらの包括的な資本ストックを将来の世代に対してより良い形で譲り渡すために、現在利用可能な資源を節約し、現在の消費を犠牲にするということを意味する。この考え方が環境保護に直接結びつくことは明らかであるが、制度・技術・知識・文化などのいわば公共財的なストックの蓄積は、単なる消費とは異なる活動を意味する。それらは卓越財の蓄積であると言うことができる。

資本形成における世代間移転とライフ・サイクル貯蓄

この包括的視野からの総体的な議論と比較すると、社会保障制度をめぐる世代間正義は、現在世代内の隣接した年齢別集団の間の話であり、しかも若者から高齢者へと支援が向けられていることを問題にする。社会保障を勤労時代における自分の「老後のための貯蓄」と見るにせよ、若者が老人を支えるという「世代間の扶養」と見るにせよ、社会保障はおしなべて「若」から「老」への資源の移転である。しかし、社会保障における世代間関係は経済社会全体の世代間関係の一部にすぎない。そこでマクロ的視点から世代間関係をとらえることが必要である。

異時点間の経済関係は、「家族・市場・国家」という三つの制度的主体によって担われ、その活動は「資本形成・移転・金融貸借」の三つの形態をとり、第3図のようにまとめられる。²⁶ 言うまでもなく、異時点間の経済関係を規定するメカニズムは貯蓄・投資に基づく経済成長である。この過程の中で、家族(A)による世代間の移転(II)と貯蓄(III)は重要な位置を占める。

第7-4図 異時点間資源配分

	A. 家族	B. 市場	C. 国家
I. 資本形成	住宅 耐久消費財	資本設備	社会資本
II. 移転	育児・教育 介護・遺贈	国債引受	社会保障 公的教育
III. 金融貸借	貯蓄	株式・社債 銀行融資	国債発行

法人貯蓄を除く個人貯蓄の決定因として、遺贈を通ずる世代間移転とライフ・サイクル貯蓄との

二つがある。貯蓄形成におけるこの二つの要因のうちどちらが相対的に重要であるかの評価は論争的な問題である。²⁷ しかし、両者の定量的な規模は別として、社会保障にとってのそれらの定性的な意義はきわめて重要である。

第一に、ライフ・サイクル貯蓄は「老後のための貯蓄」であり、マクロ的に見れば、高齢者の負の貯蓄によって相殺される。このため、少子高齢化と経済成長率の鈍化の下では、マクロ的貯蓄率は低下するであろう。社会保障の充実が老後のための貯蓄の補足ないし代替として作用し、老後のための自発的貯蓄を行うインセンティブを減少させる傾向を持つ。しかし、福祉国家の危機や社会保障の給付と負担の不公平から発する「システム信頼」の欠如は、かえって人々の自衛意識を高め、老後のための貯蓄性向を増大させるであろう。第二に、子孫への遺贈を通ずる世代間移転は、伝統的に個人貯蓄を説明する主要な要因であるが、親から子への遺贈は、観念的にも実際的にも、子から親への扶養と対になるものである。社会保障は高齢者の介護や扶養需要を脱家族化し、家族内における世代間の互惠関係を必ずしも必要としないことになった。しかも、高齢期の延長は子に対する遺贈の余地を残さないものにするかもしれない。しかし、遺贈がなくなることはないであろう。介護や扶養のみが社会化され、贈与が社会化されず、家族内で贈与が依然として存続することは、社会制度における世代間正義にとって問題を提起する。相続税の強化によって贈与の脱家族化を図ることは、第一に、社会保障の世代間関係を公正にすると同時に、第二に、社会保障制度の前提としての公正な機会均等（ロールズの言う「財産所有制民主主義」の不可欠の要請）をもたらすであろう。

過去・現在・将来の世代間では、時間的に将来に向けて社会全体の資源の移転が貯蓄率を介して単線的に進行する。それが大きな枠組みとして「世代間正義」を定義する。その枠組みの中で、隣接するコーホートの間では私的な家族内部における資源移転と、公共的な社会保障による資源移転とが行われる。家族内では「若」から「老」への移転（ライフ・サイクル貯蓄）、「若」から「老」への移転（親の介護・扶養）、「老」から「若」への移転（遺産の贈与）というように両方向の資源移転がある。社会保障では、上で見たように「若」から「老」への流れが支配的である。「家族」と「国家」の異時点間資源移転が交錯しながら、「市場」における企業の資本蓄積が進行する。一見したところ、社会保障の給付と負担をめぐって勤労者と高齢者の利害が対立しているように見えるが、真の問題点は、資源を未来へ移転しようとする「世代間正義」の流れと、人生の最後の局面に資源を移転しようとする「世代内正義」の逆流との相克であると見ることができる。そしてこのことは、資本主義の動態性と社会の安定性との相克とつながっている。

資本主義と社会保障との整合化

資本主義的発展の原理は、家計の禁欲によって貯蓄されたものが企業の冒険によって投資され、これによって巨大な社会的富の蓄積を生み出すというものである。「実のところ、富の分配の不平等こそが、……固定的な富と資本施設の巨大な蓄積をまさに可能にしたものに他ならない。実は、ここにこそ、資本主義システムの主要な正当化の根拠があった。」²⁸ ケインズは『平和の経済的帰結』（1919年）においてこのように述べ、資本主義的動態と分配の不平等との間の本質的関係をとらえ

ていたが、不平等に基礎を置く蓄積の原理が果たして長続きするものであろうかという疑問を提起し、この素晴らしいエピソードの時代は第一次大戦をもって終わったと論じた。不平等に基づく蓄積の原理は資本主義の社会秩序であって、これが世代間正義に関する資本主義的観念であった。

分配の不平等に関するケインズの規範的な考え方は、やはり初期の次の叙述の中に現われている。「私の考えでは、個人主義的資本主義の知的衰微の根源は、資本主義そのものの特徴的な制度の中にはなく、それに先行する封建主義の社会体制から受け継いだ制度、すなわち相続原理の中に見出されるべきである。富の移転および企業支配における相続原理は、資本主義的体制のリーダーシップが貧弱かつ愚劣であることの原因である。そのあまりにも多くが三代目の人間によって支配されている。相続原理を墨守することほど、社会制度を確実に衰退させるものはないであろう。」²⁹ 彼は社会主義的平等主義の観念を抱いたのではない。むしろ知的エリートの活動に社会進歩の原動力を見出していたケインズは、貯蓄の大部分を生み出す財産の相続制度が機会の独占ないし不平等を招き、社会における知的革新を枯渇させると考えたのである。これは卓越主義に基づく平等主義であると言えよう。

ケインズはこの段階では富の不平等に基づく旧秩序の崩壊を直感的に予感したにとどまり、新しい秩序を理論的に構想することはなかったが、後に『一般理論』（1936年）において有効需要理論を確立したとき、彼は次のように論ずることができた。「現代の状況では、富の成長は、通常考えられているように、富者の制欲に依存するどころか、かえってそれによって阻止される。したがって、富の大きな不平等を正当化する主要な社会的理由の一つが取り除かれることになった。…所得の不平等を正当化する若干の理由はあるにしても、それはそのまま遺産の不平等には当てはまらない。」³⁰ ケインズの有効需要政策による失業の救済は、所得・資産の平等化政策をも含み、われわれが「世代内正義」と呼んだカテゴリーに属する。通俗的に言えば、ケインズ雇用政策とビヴァリッジ社会保障政策とは一体となって、失業と不平等という資本主義の二大悪に対抗するものであった

世代間対立に関連する社会保障制度改革の一つの問題は、「世代間正義」と「世代内正義」との整合化、いいかえれば資本主義と社会保障との整合化である。説明の便宜上、われわれは二つの正義を区別したが、両者を統一的に把握するとすれば、それは時間的な流れの中で正義のシステムのあり方を論ずることである。資本主義の持つ資本と市場の論理が優れて動態的・生産的であることはよく知られており、その人間への帰結を補正・補完するのが社会保障である。その意味で、社会保障が後ろ向きの「セーフティー・ネット」に傾くことは否定できない。しかし、社会保障が人間の「存在」における卓越性の欠如から出発し、進んで卓越性の発揮を目指すように構築されるならば、むしろ「スプリングボード」（跳躍台）として機能し、資本主義そのものに活力を与え、その発展の方向を指示するものになるであろう。

これが社会保障改革の長期的な課題に答える方向であるが、短期的には制度の中の不公正を矯正するという問題がある。「世代内正義」を追求するはずの社会保障において、現実の負担と給付の関係が高齢世代にとって不当に優遇的であることは否定できない。同じような負担と給付の関係はもはや勤労世代の将来には妥当せず、その関係が彼らにとって体系的に不利化することは明らかだか

らである。高齢者がライフ・サイクルの上で大きなニーズを持ち、多くの給付を受けるべきであることは言うまでもないが、エイジズムの否定に立って、給付に見合う負担を担うべきである。そして資源移転を高齢者世代からむしろ子供世代へ逆転させ、次の世代の出生・保育・教育にバランスを移すことが必要であろう。このような社会保障における前向きの「世代内正義」の再建は、社会全体の前向きの「世代間正義」の構築と調和するものであろう。

3 「国家」・社会保険・社会扶助

社会保険と社会扶助

社会保障制度改革の一環として財源問題がある。保険料と租税との関係をめぐって、租税、とくに消費税により多くの財源を求めるべきであるという主張がなされている。この問題については、社会保障の仕組みとして社会保険 (social insurance) と社会扶助 (social assistance) とを区別する通説にまで遡って議論しなければならない。

社会保障とは何かという問いに対して、通説は、社会保障には保険料に依存する「社会保険」の方式と、租税に依存する「社会扶助」の方式との二つの柱があり、それぞれは「保険原理」と「扶助原理」という異なった原理に基づくと見なしている。そしてこのことから、社会保障は統一的な理論や観念を持たないのではないかという疑問が提起されている。³¹ 制度改革に当たっても、二つの方式および二つの原理を峻別すべきであるという考え方が強固な地歩を占めている。

ここで社会保険方式とは、基礎的ニーズの欠如というリスクに対して、保険の技術によって集団的に対処する公共的システムをいう。社会保険および私的保険を通じて、保険の技術とは、第六章第一節で述べたように、一定の保険契約に基づいて、保険集団の全構成員（被保険者）が保険料を拠出し、この財源のプールから、リスクの発生によって損失を蒙る者に対して補填をするというものである。社会保険の財源として、保険料以外に租税および自己負担が含まれることは妨げられない。それに対して、社会扶助方式とは、リスクの発生による損失者は保険料の拠出を基礎とすることなしに、税金を財源として給付を受けることができるという公共的システムである。基礎的ニーズの欠如についてミーンズ・テストが必要とされることがある。

社会保障論者の間では、社会保険と社会扶助、保険原理と扶助原理とは異なるものであるという考えが広く流布されており、「国家」が特定の制度（たとえば、公的介護制度）をつくる際、どちらの方式ないし原理によるべきかがしばしば論争の的となっている。たしかに、保険料と租税という財源の違いおよび徴収メカニズムの違いに対応して、給付の内容や給付へのアクセスなどに実際上の相違が生まれている。しかし、これらの相違は、歴史的に生じた具体的な制度の contingent な特徴を叙述したものにすぎず、規範的に現実を規制するものではない。通説は社会保障の財源調達の世界とでも呼ばれるべきものにすぎない。われわれは本書においてこれまでに述べてきた正義の道徳原理が、社会保険と社会扶助との基本的同一性を説明すると考える。

私の議論は通説の次元とは異なるために、誤解され易く、理解され難いようである。³² 私は現行

の社会保険と社会扶助、あるいは現行の社会保険料と租税とが同じであると言おうとするのではなく、道徳理論の立場から二つの制度の規範的評価を行おうとするのである。言い換えれば、私は法解釈学ではなく立法学の次元で語っているのである。その際の私の問題意識は、第一に、道徳理論に基づいて社会保険と社会扶助との統一的基礎づけを図ることであり、第二に、同じ立場から、租税に関する一般的観念を批判し、新しい見方を提起することである。第一の点については、社会保障は何かという原理的な問いに対して前章で答えたとおりであって、社会契約説に基づく「正義」原理が社会保障の根幹を確立し、それを補完する形で「卓越」と「効率」の原理が位置づけられる。そしてこの立場から社会保障を広義の「保険」として理解する。これが「理想型としての社会保障」の観念である。第二の点については、「現実型としての社会保障」には、社会保険と社会扶助という制度的形態の違いがあることは事実であるが、現実に見られる保険料と租税との区別は道徳原理から見て適切でなく、とりわけ租税についての一般的観念の再評価が必要である。本節はこのような観点から通説を批判することを目的とする。

通説の批判

保険と租税を原理的に区別する通説は多くの人々によって受け入れられているものであるから、たまたまそれを受け入れている論者をいっいち批判の対象として引き合いに出すことは公平さを欠くであろう。³³ 以下の第4図は、社会保険と社会扶助について、通説が主張している区別を論者の識別なしに列挙したものである。また論者の中には、租税と保険料とを対比する場合、租税は社会保障だけでなく、公共事業のような公共財提供にも向けられるということを相違点として挙げる議論をするものがある。適切な対比のためには、当然のことであるが、社会保障に向けられる限りの租税を問題にしなければならない。

第4図 社会保険と社会扶助（誤った比較）

	社会保険	社会扶助
(1) 手段	保険料	租税
(2) 起源	ビスマルク社会政策	エリザベス救貧法
(3) 本質	リスクの分散	所得の再分配
(4) 対象	普遍性	選別性
(5) 経済体制との関係	適合的	非適合的
(6) 対価性	あり	なし
(7) 権利性	強い	弱い
(8) 給付水準	高い	低い
(9) 財源の確保	容易	困難

(1)の手段の相違は、社会保険の制度は保険料の徴収によって行われ、社会扶助の制度は租税によ

って行われるという財源の定義を与えているにすぎない。しかし、通説によれば、それ以上のことが意味されている。すなわち、社会保険の仕組みでは、個人は保険料を拠出することによって受給権がえられるのに対し、社会扶助の仕組みでは、個人は拠出なしに一定の要件の下で生活保護などの給付を公的措置として受けるという点が決定的に強調される。これは現代の社会科学においては認められない謬論である。租税および保険料を共同体における社会的協同事業の財源と考える限り、いかなる形態の社会保障サービスについても拠出の有無を持ち出すことは的はずれである。保険や扶助と呼ばれているものは、どちらも社会の全構成員が社会の全構成員を支えるシステムである。構成員を離れて、国が一方的に給付を与えるという考え方は受け入れられない。

租税の基礎理論は長く能力説によって支配されてきたが、利益説の担い手となったクヌート・ヴィクセルは能力説を絶対主義の政治哲学に依存するものと喝破した。³⁴今日の公共経済学においては、租税による公共支出は、公共財とメリット財（社会保障を含む）とに分かれるが、前者については利益説が主張され、後者については上述のように社会契約に基づく基礎づけが行われている。いずれも民主主義の政治哲学を背景とする経済理論の考え方である。

保険と扶助の区別に関する通説が非現代的な租税観と結びつくならば、租税を財源とする社会保障は、生活保護制度のような限定的な分野で、受給者にとって屈辱的な条件の下でパターンナステイクに運営されがちである。そうした偏見から離れ、民主主義と両立する社会契約としての社会保障という観念に立つならば、社会保障のための租税も保険料も、ともに社会契約としての保険への掛け金を意味するのである。そのような観念のパラダイムにおいては、生活保護を拠出なき給付と考えるのは誤りである。民主主義的共同体においては、誰もが法律によって定められた形で公共財とメリット財に対する負担の義務を果たしているのである。したがって扶助と租税とを結びつける理由はないし、そもそも保険と扶助の区別そのものが無意味である。

(2)の起源の違いは、たしかに歴史的な事実であろう。しかし、ものごとの起源の違いは必ずしもものごとの論理的違いを表すものではない。たとえば、貨幣の起源が貝殻であった場合と貴金属であった場合とがあるとして、それらは貨幣の本質的機能（価値尺度・交換手段・価値保蔵の機能）を二分するであろうか。上述の(1)のような区別が主張されるのは、歴史的起源の違いをそのまま固定化しているからである。

(3)～(9)の対比は、原理的次元ではいずれも根拠を持たない。なかでも(3)の対比は通説における本質的な誤謬であって、人々を誤解に導くことがはなはだしい。リスクの分散と所得の再分配とは同じことであって、このような区別は不可解である。保険に入ることによって、特定個人に発生するリスクが全構成員に分散され、それと反対方向に所得が後者から前者に分配されるのである。社会契約論の立場からいえば、貧困・疾病・障害・失業などのリスクは誰にでも起こる普遍的な可能性を持っており、誰もがそのような不幸な状態に置かれるというリスクに曝されている。人々は社会に生まれてくる際に、必ずしもあらかじめ低所得者・病弱者・障害者・失業者として刻印を押されているわけではない。社会保障制度はこのような人々の発生に備えて、集団的にセーフティー・ネットを用意する。租税によるにせよ社会保険料によるにせよ、人々は能力に応じて費用を負担し、

このプールされた財源から、発生したリスクに応じて給付を受け取る。社会保障における負担と給付の関係はリスクの分散であると同時に、リスクの生じない人々からリスクが生じた人々への所得の移転である。保険がリスクの分散であり、扶助が所得の再分配であるという区別は誤りである。

二つの財源方式についてみよう。租税は公共財とメリット財の提供に向けられるが、社会保障が扱うのは後者である。全体としての租税制度は、比例税であれ累進税であれ、応能負担であることが必要である。上述したように、有利な地位にある人々はリスクに対する安全料として相対的により多くを分担する資格と義務を持つからである。私的保険では、所得の多寡にかかわらず、当該事故の発生確率に応じて個人に特定の保険料が定められるのを原則とするという意味で、応益負担であるが、社会保険では租税と同じように応能負担が原則である。

社会保険は応能負担、強制加入、および二種類のリスク分散を特徴とする。もしかりに私的保険が厳密に個人に固有の事故確率に応じた保険料を定めることができるならば、リスクの分散は、事故が生じなかった人々から実際に生じた人々に対して、確率的な所得移転が行われるという形をとる。これを第一種のリスク分散と呼ぼう。社会保険においては、個人に特有の個別的事故確率は一切考慮されず、事故確率は個人の間で平均化されているために、第一種のリスク分散に加えて、すでに費用負担の段階において、高リスク者と低リスク者との間でリスクの分散が行われる。これを第二種のリスク分散と呼ぼう。社会保険の存在理由は後者にある。これに加えて、応能負担と強制加入が社会保険システムを完結させる。

扶助原理と保険原理が異なるという通説では、おそらく次のようなことが想定されているように見える。社会扶助においては、あらかじめ救済されるべき人々が決まっただけで、そのような人々に対して他の人々の税金が振り向けられ、これを所得再分配と呼ぶ。それに対して、社会保険においては、誰が救済されるべき人々であるかが分かっておらず、すべての人々が保険料を負担し、実際に救済を必要とする事故が生じた人々に給付が与えられ、これをリスクの分散と呼ぶ。不思議なことに、社会扶助の説明においてはリスクの分散という言葉は使われず、社会保険の説明においては所得の再分配という言葉が使われていない。この考え方にはさらにいくつかの基本的な想定が含まれているようである。

第一に、通説の社会扶助の説明においては、事故の起こった後の状態が対象とされ、社会保険の説明においては、事故の起こる事前の状態が述べられているようである。生活保護や障害福祉の該当者はすでに分かっているから、これに対しては税金を使うが、医療を受ける患者はまだ分かっていないから、これに対しては社会保険を組むというのであろうか。しかし、社会保障制度はリスクや事故の発生に備えて作られているものであると同時に、リスクや事故が発生すればそれに対処するものであるから、事前・事後という区別を二つの方式の区別に当てるのはおかしい。

第二に、事前・事後という関係を別としても、通説では、社会扶助についての所得の再分配という言葉は、所得の高い人々から低い人々へ所得を移転するということが意味されており、しかもその移転は救済的、慈恵的と見なされている。それに対して、社会保険についてのリスクの分散という言葉は、所得の多寡にかかわらず負担と給付が行われることを意味しているようである。いっ

そう基本的には、通説は、社会保険は自助の観念に基づいた互助の仕組みであるが、社会扶助は自助の観念に立たない依存の仕組みとまで考えている。しかし、リスクの存在は普遍的であって、所得の高低自身はリスクの一つであり、給付の対象者はあらかじめ既定の低所得者に固定しているわけではない。低所得者は、社会プロセスを通じて結果的に所得喪失というリスクの発生を蒙る人々である。

これは次の(4)と関係する。社会保障における社会保険方式の対象が普遍的な多数者であり、租税方式の対象が選別的な少数者であるという対比は適切ではない。歴史的経緯に照らして、そのように制度を運営することもありうるというにすぎない。選別主義は、ミーンズ・テストによって受給者を制限しようとする救貧法の伝統に立つ。普遍主義はその批判として基礎的ニーズの欠如のみを給付の基準とする。ミーンズ・テストは所得や資産のタームによって貧困の程度を調査するものであるから、貧困の調査は基礎的ニーズの欠如を調査するニーズ・テストに他ならない。なぜニーズ・テストとミーンズ・テストとを区別するのであろうか。選別主義は、抛出なき給付という社会扶助観と国家主義的租税観との結合の結果、対象を制限すべきであると考えからであろう。もし保険ならば普遍的、租税ならば選別的という区別が正しいとすれば、なぜ同じ医療保障がイギリスでは租税によって賄われ、ドイツでは社会保険によって賄われるのであろうか。社会契約説の立場から見れば、財源が何であれ、社会保障は基礎的ニーズの欠如に対して普遍主義的に対応するべきである。

(5)の体制的対比も根拠がない。社会保険も租税も国家の強制に基づくものであって、資本主義体制にとってどちらかが適格的であるという理由は何もない。租税徴収は強権的に行われ、社会保険料は自由意思に基づくというのであろうか。こういうことを主張する論者は租税と私的保険とを比較しているのであろう。

(6)の対価性の対比はおそらく(5)の体制論の根拠となるものであろう。対価性とは、抛出と給付との間の対応関係をいう。第六章第一節で示した $P = \alpha Z$ （保険料＝事故確率×潜在的損害額）という算式は、私的保険における保険料と損害の数学的期待値との均等を示すものであって、市場における給付と反対給付との均等の原理を表わしている。もちろん、逆選択が問題にされることから明らかなように、この等式は厳密には成立しない。社会保険の場合には、このような保険数理的に公正な関係はますます成立し難くなっている。保険料の支払いによって受給権が発生するという形で、辛うじて対応関係が成り立つにすぎない。租税を財源とする社会扶助を、一方的な所得移転と見る制度的仕組みの意味では対価性を持たないが、一切の社会保障は社会契約としての保険であるという道徳原理の立場においては、互惠としての対価性のない制度は正義とは言えない。

(7)の権利性の議論も対価性の議論と関連している。通説は、保険料を納めると権利として給付が得られるのに対し、租税方式による給付は国家による一方的な措置であって、自由社会にそぐわないという。しかも後者は受給者にとってスティグマを伴う屈辱的なものであるとされている。もしこれが事実だとすれば、租税方式をそのように唾棄すべきものにしたのは、運営の仕方に不当な点があったこと、さらに租税についていわゆる強制収奪国家観を前提としたことが原因である。社会

契約論に基づく社会保障制度の理解においては、生活保護の対象となる低所得者が租税から社会保障給付を受けているとしても、彼らは少額であれゼロであれ、定められた納税義務を果たすことによって当然に国民としての権利を持ち、制度が定める給付を受ける権利を持っている。負担の義務を果たすことなしに給付を受ける者は社会には存在しないはずである。スティグマは、生活保護の受給者から国民の一般的権利を剥奪するような仕組みをとったことの結果である。

それにしても、社会保障支出に関してのみ、租税財源からの支出がこのように偏見によって特徴づけられているのはなぜであろうか。国はさまざまな種類の支出を行っているが、すべてが社会扶助のような屈辱的な意味を持つものではない。政府支出の中には、「卓越」の理論に照らして高く評価されるべきものもある。社会保障制度は積極的福祉政策の観点をとることによって、人間「存在」の可能性を拡大し、「自尊」の達成を図ることに転換すべきである。

(8) や (9) も原理的な問題ではない。これらの点が事実だとすれば、それはむしろ、通説が租税方式に非民主主義的な運用を許すようなイメージを作り出し、租税による社会保障サービスの充実に対する国民の合意を難しくしていることの結果にすぎない。しばしば社会扶助方式ないし租税方式においては、社会保障給付を「公費」によって賄うものであるという表現が用いられ、公費があたかも国民の負担ではないかのように考えられている。国民は保険料と租税とを一体のものとして意識しており、それらによって公共財とメリット財の提供が適切な対価性を持って行われることを望んでいる。社会保険料についてのみサービスの対価性を認め、租税については不透明かつ恣意的な運用を許すのは適切ではない。保険方式と租税方式とを一体のものとして理解する道徳原理、およびそれに基礎を置く民主主義的政治意識が、社会保障制度の財政的基礎の再建にとっても不可欠である。

要約

要約しよう。第一に、社会保障制度は第一次的には正義の原理に基づき、公正な社会の基本構造を定めようとするものである。第二に、社会契約論に立つ正義原理は、社会連帯による集団的リスク回避を本質とするという意味で、保険原理と類同である。第三に、保険原理は私的保険であれ公的保険であれ、利己心に基づく組織化の原理である。第四に、租税を用いるか保険を用いるかによって、社会保障を運営する上での道徳原理的相違は生じない。公共財の提供を応益原則に基づいて解釈するという公共経済学のアプローチと同様に、社会保障の対象となるメリット財の提供について、保険方式と租税方式の両者をともに社会契約に基づく正義論によって解釈することができるというのが、われわれの基本的な主張である。制度を律するものは思想であって、制度が思想を律してはならない。

以上の議論は、保険方式と租税方式とが現実の次元において相違点を持つことを否定するものではない。どちらを取るかは多分に歴史的條件に依存した便宜の問題である。それを原理の問題として論ずるところに誤りの原因がある。現実の制度の展開の中では、二つの方式が互いに接近し融合しつつある。事実、年金・医療・介護などのサービスのどれをとっても、保険料と租税とが財源として同時に使われているのである。かつて現実から導かれたにすぎない制度論に固執して、現実の

展開に対して原理的峻別を唱えるのは滑稽ですらある。現実の制度を規制すべき道德原理において、二つの財源の間にもともと相違はないのだから、過去の歴史の部分的な叙述にすぎない通説を廃棄することによって、統一的な理論的観点を手にするのできるのである。

社会保障の負担は結局のところ、保険料・租税・自己負担の三者による以外にはない。これらはすべて国民の負担である。重要なことは、われわれが正義原理に基づいて社会保障制度を運営しているという原理的基盤を正しく認識することである。そうである限り、特定の社会サービスが特定の財源方式によらなければならないという理由はまったく存在しない。一方で、社会保険方式は給付と負担が見合っていて合理的であるという議論がよくなされるが、それは誤りである。また他方で、税金は扶助にしか使えないというのは絶対主義国家観に基づく偏見である。税金も社会契約論的な観念に基づくことなしには、納税者の納得しうる民主主義的な財政運営とはいえない。世間では、社会保険の原理と社会扶助の原理とは相容れないものであり、両者はあくまでも峻別すべきであるという議論がかなり広く行われているが、正義原理の観点から社会保障を見る限り、通説は単なる偏見というべきである。

4 ポジティブな社会保障

第三の道

1997年に成立したイギリスのブレア労働党政権は、みずからの政治綱領を「第三の道」と呼ぶ。³⁵ これは保守党のサッチャーが押し進めた新自由主義とも、またかつての労働党が固執してきた社会民主主義とも異なることを強調しようとするものである。この政治綱領に対して理論的支柱を与えたのは社会学者アンソニー・ギデンズであり、彼は「第三の道」を政治経済体制の新しいあり方として一般化した。³⁶ この議論は福祉国家改革について体系的な処方箋を提起したものとして注目に値する。

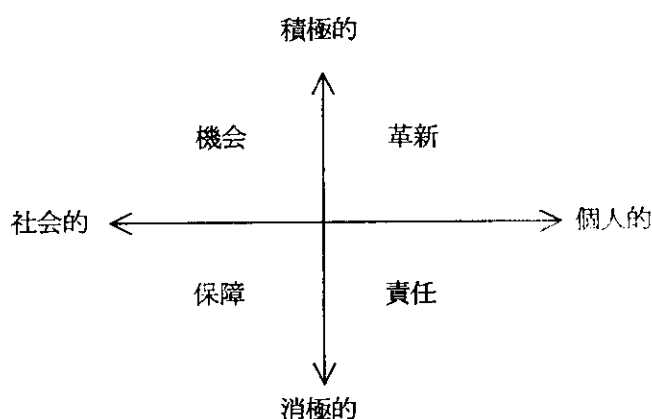
ギデンズは市場中心の新自由主義と国家中心の社会主義とを対比し、それらの対立を克服するために「第三の道」を位置づける。両者の対立は効率と正義との間の周知の対立である。前者は成長志向の競争的市場メカニズムを重視し、最低限のセーフティー・ネットとしてのみ福祉国家を位置づける。後者は市場の役割を限定し、個人の保障と分配の平等化のために経済生活への国家の広範な介入を支持する。第二次大戦後の政治思想を支配してきたこれらの二つの道がいずれも失敗に終わった後、新しい第三の道が求められなければならない。「第三の道」は効率と正義、ダイナミズムと社会連帯の二つをとともに重視するという。「第三の道」のプログラムは、民主主義、混合経済、市民社会、家族、社会保障、国際関係などの多様な分野にわたる全体的なものであって、国家・市場・共同体（市民社会）の三者のバランスを図る「構造的多元主義」を主張する。³⁷ 「第三の道」の政治における本質的要素は、市場と国家の両者を制約し媒介するものとしての共同体である。ここでは福祉国家に関する「第三の道」の主張に焦点を絞る。

この問題についてのギデンズの中心的構想は、国家が消極的な受け身のセーフティー・ネットを

提供することに終るのではなく、積極的に個々人の能力や機会を開発するというものであり、彼はそのような仕組みを福祉国家の代わりに「社会投資国家」(social investment state) と呼び、ポジティブな福祉社会の建設を主張する。この社会も福祉国家と同じようにリスクに対処するのであるが、リスクが機会を創造し、活力の源泉となることに配慮する。未来志向の社会に相応しいリスク環境を用意し、リスクに能動的に挑戦することが求められるのである。そのための戦略的分野は、教育・職業訓練・インセンティブ・企業者精神・規制撤廃・信頼の社会資本などである。³⁸

ギデンズは「リスク・マトリックス」という名前できわめて示唆的な図を書いている。³⁹ これは「社会投資国家」の観念を説明するものとして重要である。第5図はこれに若干の解釈を付したものである。

第5図 リスク・マトリックス



リスクへの対応を積極的・消極的にとらえるか、個人的・社会的にとらえるかの区別を組み合わせることによって、四つの場合が出てくる。第7-5図の下半分では、従来型の社会的「保障」はリスクへの消極的対応であり、また個人的「責任」は事後的な結果に対応するという思想が位置づけられる。それに対して、図の上半分では、社会は「機会」を創出する仕組みを持ち、個人が「革新」を実験し遂行するのを支援すると考えられる。上半分を用意するのがポジティブな福祉のための「社会投資国家」の課題である。ギデンズは、ビヴァリッジが社会保障の対象と見なした五大悪の巨人「窮乏・疾病・無知・ホームレス・怠惰」はネガティブなものばかりであると批判し、これらを「自律・健康・教育・良き暮らし・進取」というポジティブなものに転換すべきであるという。

「第三の道」の主張は、社会主義の崩壊後における平等主義的思想の再構築のあり方を示したものである。たしかに批判者が言うように、それは北欧の福祉国家がすでに実践してきたものであり、サッチャリズム以後のイギリスや、レーガニズム以後のアメリカというアングロサクソン国家にとっての目標にすぎないかもしれない。また「第三の道」が右と左の中間（あるいは中間より左）を行く限り、右からはそれは依然として国家主義的・反市場主義的であり、左からはそれは市場主義への右傾化であるという批判が出されている。このような政治的反応は別として、重

要なことは「第三の道」の理論的構造である。われわれは、まさにこの点において「第三の道」がその倫理的基礎を十分に明らかにしていないと考える。われわれが本書において展開してきた理論的枠組みに従えば、「第三の道」において効率と正義、経済的動態と社会的連帯とを媒介するものは、共同体を基礎にした卓越である。このことを改めて説明しよう。

能力と必要との統合

われわれは、「善」（効率）と「正」（正義）の規範的思考が看過しているものは、「徳」（卓越）の倫理であると考え。「正」は人々の「行動」の枠組みを与える「制度」の倫理である。人々は正義の「制度」の下では、自らの「善」を追求しながら、対立を避けることができる。この意味で「正」は社会にとって最低限の規範である。それは「良き生」にとって必要ではあるが、十分ではない。一方で、「正」は人々に相互に尊重されるべき「市民的・政治的・社会的権利」を保障するが、制度を支えるために不可欠な義務を必ずしも強調していない。他方、正義の「制度」の下で、人々は利己心に導かれて、自由な「行為」によって自らの「善」を追求するが、達成される「善」の質が必ずしも問われていない。一定の社会の「制度」の下で「行為」する人間を特徴づけるものは、永続する「存在」としての人間である。人間と社会の活動の質を測るものは「卓越」の規範である。人間の「存在」の卓越性に注目することによって初めて、「正」と「善」との間、「正義」と「効率」との間を媒介することができる。したがって「第三の道」がこれらの媒介を図ることを目指すのであれば、「徳」（卓越）の倫理を持つことが決定的に必要である。

伝統的な社会保障は、「正」の観点に立って、ある種の私的財の配分を通じてえられる「善」を公共的管理の下に置いた。たしかに福祉国家は「善」の再配分には関わることができたが、「善」の質の評価と改善には踏み込んでこなかった。質の評価と改善には、二つの側面がある。第一に、社会保障サービスは、人間の能力の拡大すなわち生の機会の拡大とその成果の達成に向けて積極的に貢献すべきである。社会保障そのものがダイナミックな目標を持たなければならない。われわれは徳の倫理が「能力の欠如から能力の卓越へ」という社会保障の動的なプログラムを基礎づけることを明らかにした。この考え方は、社会保障の機能をセーフティー・ネットからスプリングボードへと変換させるであろう。第二に、提供される社会保障サービスは、この目標に向けて質の革新と向上を図らなければならない。これが、社会保障制度の枠内におけるダイナミックな原動力としての競争メカニズムの役割である。医療や介護や教育に典型的に見られるように、人間の能力の保持や改善に役立つサービスは、いずれも質の評価と監視の難しいものであって、それを理由にして市場から国家へと管理の移行が行われた。しかし、国家の中への市場的要素の導入が不可欠である。

「ポジティブな社会保障」とは、この二つのこと、すなわち社会保障の目標と手段における動態性を意味するものと解したい。

マルクスは共産主義の理想を「各人はその能力に応じて生産し、各人にはその必要に応じて分配する」というスローガンによって示した。このルールが、経済的稀少性の存在しない仮想的共産主義社会において妥当することは自明であるが、現実にはいかなる体制においても実行可能ではない。社会保障制度は、限られた社会サービスの範囲についてはあるが、このルー

ルを現実に適用している。われわれは、社会保障制度の経済的・道徳的矛盾はここに発することを指摘した。この矛盾を制度的に解決する方法は、社会保障制度の理念そのものに内在しながら、これまでの制度が「徳」（卓越）の倫理学によって導かれなかったために、注目もされず実行もされてこなかった。社会保障制度は「基礎的ニーズ」の観念から出発する。「基礎的ニーズ」が欠如していることは、人間としての「存在」を危うくするものであって、社会保障制度は「基礎的ニーズ」の充足を権利として保障する。しかし、「基礎的ニーズ」の充足は可能性を秘めた人間の能力を開発し、自己実現の機会を創出するためのものであって、消極的でなく積極的な機能を持つべきである。このことによって、ポジティブな福祉国家の下で「必要に応じた分配」は「能力に応じた生産」に貢献し、「能力」と「必要」との分裂は回避の方向に向かう。もちろん、われわれの立場からすれば、「能力に応じた生産」は経済的生産に限られるものではなく、文化的生産を意味する。なぜなら、人間の「能力」は経済的価値の生産のためだけにあるものではないからである。

「ポジティブな社会保障」は単に制度的仕組みの構築のみによって可能になるものではないし、また単に必要と能力との間の経済的矛盾を解消することを目指すものではない。それは道徳的・精神的世界の再構築を要求する。「ポジティブな社会保障」は、モラル・ハザードとモラル・ディレンマとの対照的な道徳的矛盾の解消に向けられなければならない。正義の原理は民主主義過程において公共的理性を生み、権利と義務との対応関係に基づく社会連帯を導かなければならない。この要請は、シティズンシップ論を人間「存在」の観点から再構成することを意味する。

社会保障レジームは「市場（効率）・国家（正義）・共同体（卓越）」という三つの構成要素を含むと同時に、「資本主義・民主主義・社会保障」という三層の体制の一部分を形成する。この包括的な福祉国家の体制の中で、ポジティブな福祉に向けて方向づけられた社会保障は、資本主義と民主主義に対してどのような意味を持つであろうか。

資本主義と民主主義は社会保障の基盤である。社会保障における「能力」と「必要」との間のギャップの基礎にあるものも、資本主義と民主主義との間のギャップである。資本主義は生産の「能力」を問題にし、民主主義は生活の「必要」を問題にする。社会保障が上述のように「能力」と「必要」との統合を可能にするならば、注目すべき体制上の展望が導かれる。資本主義は絶えざる競争による経済的革新の温床であり、民主主義は文化的価値多元性の擁護者である。前者は経済システムであるが、後者は経済以外の多様な社会生活にも価値があることを認める。前者は競争による淘汰を通じて一元化の原動力となるが、後者は伝統の維持を通じて多様化を保障する。社会保障が人間のニーズという「存在」的特性に着目することによって、自らの制度の中に「効率・競争」の理念と「正義・自尊」の理念とを媒介するものとして、多様な社会的実践の場において発揮されるべき「卓越」の理念を持つことは、資本主義と民主主義との間の調整の可能性を強く示唆する。その調整の方向は、「卓越」の理念に基づいてダイナミックな目標と手段を備えた社会保障によって初めて指示されるのである。かくして社会保障が資本主義と民主主義とを媒介するというわれわれの仮説は、徳と卓越の倫理学を基礎にして論証されるであろう。

-
- ¹ R. A. Duff, "Responsibility," in Edward Craig (ed.), *Routledge Encyclopedia of Philosophy*, London: Routledge, 1998, vol. 8, pp. 290-4.
- ² Immanuel Kant, *Metaphysik der Sitten*, 1 Teil, *Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre*, 1797. (加藤新平・三島淑臣訳『人倫の形而上学・法論』世界の名著 32、中央公論社、1972年、346ページ。)
- ³ Arthur Ripstein, *Equality, Responsibility, and the Law*, Cambridge: Cambridge University Press, 1999.
- ⁴ Robert E. Goodin, "Social Welfare as a Collective Social Responsibility," in David Schmidtz and Robert E. Goodin, *Social Welfare and Individual Responsibility*, Cambridge: Cambridge University Press, 1998, p. 167.
- ⁵ Leslie Hannah, *Inventing Retirement: The Development of Occupational Pensions in Britain*, Cambridge: Cambridge University Press, 1986.
- ⁶ S. G. Checkland and E. O. A. Checkland (eds), *The Poor Law Report of 1834*, Harmondsworth: Penguin, 1974.
- ⁷ John Rawls, *A Theory of Justice*, 1st ed., pp. 442-46.
- ⁸ Jamie Peck, *Workfare States*, New York: Guilford Press, 2001, pp. 12-14.
- ⁹ Paul Starr, "The Meaning of Privatization", in Sheila B. Kamerman and Alfred J. Kahn (eds), *Privatization and the Welfare State*, Princeton: Princeton University Press, 1989.
- ¹⁰ Rebecca M. Blank, "When Can Public Policy Makers Rely on Private Markets? The Effective Provision of Social Services", *Economic Journal*, March 2000.
- ¹¹ Immanuel Kant, *Kritik der reinen Vernunft*, 2nd ed., 1787. (篠田英雄訳『純粹理性批判』上、岩波書店、1961年、73ページ。)
- ¹² この図は次の文章に負う。丸山徹「経済学と総合的アプリアリ」『カント全集月報2』岩波書店、2000年1月。
- ¹³ Assar Lindbeck, Sten Nyberg, and Jörgen W. Weibull, "Social Norms and Economic Incentives in the Welfare State," *Quarterly Journal of Economics*, February 1999.
- ¹⁴ Robert M. Solow, *Work and Welfare*, Princeton: Princeton University Press, 1998, pp. 17-22.
- ¹⁵ 塩野谷祐一『価値理念の構造——効用対権利』東洋経済新報社、1984年、250ページ。
- ¹⁶ Wilfred Beckerman and Joanna Pasek, *Justice, Posterity, and the Environment*, Oxford: Oxford University Press, 2001, pp. 11-28.

-
- ¹⁷ ロールズは『正義論』第1版第44節の説明をその後変更した。改訂版第44節および『政治的リベラリズム』274ページ、『公正としての正義』159-161ページを参照。また次を参照。Marcel Wissenburg, “An Extension of the Rawlsian Savings Principle to Liberal Theories of Justice in General,” in Andrew Dobson (ed.), *Fairness and Futurity, Essays on Environmental Sustainability and Social Justice*, Oxford: Oxford University Press, 1999.
- ¹⁸ Pierre Rosanvallon, *The New Social Question: Rethinking the Welfare State*, translated by Barbara Harshav, Princeton: Princeton University Press, 2000.
- ¹⁹ 田近栄治・金子能宏・林文子『年金の経済分析——保険の視点』東洋経済新報社、1996年、83ページ。
- ²⁰ David Thomson, *Selfish Generations? How Welfare States Grow Old*, Cambridge: White Horse Press, revised ed., 1996.
- ²¹ Laurence J. Kotlikoff, *Generational Accounting*, New York: Free Press, 1992. (香西泰監訳『世代の経済学』日本経済新聞社、1993年。)
- ²² Alan J. Auerbach, Laurence J. Kotlikoff and Willi Leibfritz, *Generational Accounting around the World*, Chicago: Chicago University Press, 1999, chapter 4.
- ²³ Peter Laslett and James S. Fishkin, “Introduction: Processional Justice,” in Peter Laslett and James S. Fishkin (eds), *Justice between Age Groups and Generations*, New Haven: Yale University Press, 1992, p. 14.
- ²⁴ John Rawls, *Political Liberalism*, p. 274. また上掲の注15を参照。
- ²⁵ John Rawls, *A Theory of Justice*, 1st ed., p. 288; revised ed., p. 256.
- ²⁶ Ronald D. Lee, “The Formal Demography of Population Aging, Transfers, and the Economic Life Cycle,” in L. G. Martin and S. H. Preston (eds), *Demography of Aging*, Washington D.C.: National Academy Press, 1994, p. 19.
- ²⁷ Franco Modigliani, “The Role of Intergenerational Transfers and Life Cycle Saving in the Accumulation of Wealth,” *Journal of Economic Perspective*, Spring 1988. Laurence J. Kotlikoff, “Intergenerational Transfers and Savings,” *ibid.*
- ²⁸ John Maynard Keynes, *The Economic Consequences of the Peace*, London: Macmillan, 1919, p. 11. (早坂忠訳『平和の経済的帰結』東洋経済新報社、1977年。)
- ²⁹ Keynes, “Am I a Liberal?” (1925), in *Essays in Persuasion* (1931), *Collected Writings of John Maynard Keynes*, London: Macmillan, vol. IX, 1972, p. 299. (宮崎義一訳『説得論集』東洋経済新報社、1981年。)